# 衆議院厚生労働委員会ニュース

【第204回国会】令和3年6月4日(金)、第25回の委員会が開かれました。

- 1 厚生労働関係の基本施策に関する件
  - ・田村厚生労働大臣、伊藤財務副大臣、山本厚生労働副大臣兼内閣府副大臣、三谷内閣府大臣政務官、 鰐淵文部科学大臣政務官、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び衆議院法制局当局並びに参考人に対 し質疑を行いました。
  - (参考人) 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君
  - (質疑者) 長妻昭君 (立民)、川内博史君 (立民)、西村智奈美君 (立民)、山井和則君 (立民)、山川百 合子君 (立民)、尾辻かな子君 (立民)、宮本徹君 (共産)、青山雅幸君 (維新)、高井崇志君 (国民)

(質疑者及び主な質疑事項)

# 長妻昭君 (立民)

- (1) 新型コロナウイルス感染症関係
  - ア 緊急事態宣言の実施期間中における人流の増加関係
    - a 感染者数がリバウンドする可能性に対する国立感染症研究所長の見解
    - b 国立感染症研究所長が感染者数のリバウンドの可能性はないとの認識であることの確認
  - イ ファイザー社製のワクチン接種関係
    - a 最も効果が高いと考えられる接種間隔についての国立感染症研究所長の見解
    - b 接種間隔が適正な期間となるよう周知する必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
  - ア 運動会は中止するのに同大会は開催する理由を問われた場合の回答についての尾身参考人の見解
  - イ 運動会は開催してはいけないが同大会は開催してもよいことの説明についての尾身参考人の見解
  - ウ 同大会開催の有無による感染者数の違いについての尾身参考人の見解
  - エ 同大会開催による被害増の程度についての尾身参考人の見解
  - オ 同大会開催と死亡者数増加の相関性を議論する必要性についての尾身参考人の見解
  - カ 同大会開催による死亡者数増加というリスクを上回るベネフィットの有無についての尾身参考人 の見解
  - キ 内閣官房長官が説明する同大会はスポーツの力の発信、震災からの復興を見せる及び新型コロナ ウイルス感染症の克服を発信する機会というベネフィットがリスクを上回っているかについての尾 身参考人の見解
  - ク 尾身参考人が言及していた同大会開催についての専門家としての考えを示す時期
  - ケ 同大会開催による国民の気の緩みは I O C (国際オリンピック委員会) もコントロールできない との指摘に対する尾身参考人の見解
  - コ 同大会開催中は新型コロナウイルス感染症対策が歪められる可能性についての尾身参考人の見解
  - サ 同大会開催中に都市部から地方部への移動が増加する可能性についての尾身参考人の見解
  - シ 同大会開催により世界中に変異株が拡散されるリスクについての尾身参考人の見解
  - ス 同大会開催により医療提供体制が充実していない国に変異株が持ち込まれるリスクについての尾 身参考人の見解
  - セ 同大会開催により入国する選手以外のスポンサー、マスコミ関係者や政府要人による感染拡大のリスクについての尾身参考人の見解
  - ソ 政府は同大会開催を既に決定しており開催の有無を議論する必要はないとの意見に対する尾身参 考人の見解

# 川内博史君(立民)

- (1) 新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬関係
  - ア 遺族が拾骨できない状況への厚生労働省の認識の有無
  - イ 拾骨を行うことも可能である旨を周知徹底する必要性
  - ウ 葬儀事業者に対し費用の見積もり等の十分な説明及び適正な価格設定を求める通知を発出する必要性
  - エ 遺族が拾骨できない状況の改善に向けた厚生労働大臣の決意
- (2) 自宅療養又は宿泊療養中に新型コロナウイルス感染症により死亡した者関係
  - ア 医療機関にアクセスできずに自宅等での療養中に死亡する者がいる実態についての厚生労働省の 認識及び認識した時期
  - イ 新型コロナウイルス陽性者死体取扱状況に関する警察庁から厚生労働省への情報提供の状況及び 情報提供を開始した契機
  - ウ 警察庁から厚生労働省への情報提供の内容
  - エ 新型コロナウイルス感染症対策本部の資料に自宅等での療養中の死亡事例を記載する必要性
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
  - ア 同大会において感染対策をすることにより感染が起こらないという内閣官房の認識の有無
  - イ 大会及び関連行事以外での人流増の影響についての議論の有無に関する内閣官房の認識
  - ウ 大会の開催を延期するとの選択肢の有無についての内閣官房の見解

# 西村智奈美君(立民)

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種関係
  - ア 職域接種関係
    - a 接種費用支給の根拠となる予防接種法の条文
    - b 接種費用は国が負担するという河野国務大臣の発言と予防接種法の整合性についての山本内閣 府副大臣の見解
    - c 病院を持っている企業は早く開始できるという河野国務大臣の発言の趣旨についての山本内閣 府副大臣の見解
    - d 企業立病院での接種を推奨するか否かについての山本内閣府副大臣の見解
    - e 当初は従業員1,000人以上の企業で行うとした根拠についての山本内閣府副大臣の見解
    - f 産業医が予診と接種を担うのは負担が重いとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
    - g 事業場での接種が同調圧力や不利益取扱いにつながる懸念に対する厚生労働大臣の見解
    - h 職域接種による接種者数増加の現時点での見込み
  - イ 同時接種関係
    - a 米国疾病予防管理センター (CDC) による同時接種を認める方針の発表についての厚生労働 大臣の認識の有無
    - b 5月21日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるCDCの方針転換を踏まえた議 論の有無
    - c インフルエンザワクチンとの同時接種について研究等を参考に同分科会で議論する必要性
  - ウ 個別の自治体の接種計画についての厚生労働省の把握状況及び助言等の有無
  - エ 医療機関が予約・接種体制を整備するために必要な費用を厚生労働省が負担する必要性
- (2) LGBT関係
  - ア 厚生労働省履歴書様式例において性別欄を任意記載とした趣旨及び更なる改善の検討の必要性
  - イ 希死念慮が高くコロナ禍でそれが更に高まっていることが懸念されるLGBTの子どもたちへの 文部科学省の対策

- ウ 内閣府設置法の改正を含む法案を内閣委員会以外で審査した事例の詳細
- エ 性的指向による差別禁止を求めるIOCの声明についての三谷内閣府大臣政務官の見解

### 山井和則君(立民)

- (1) 新型コロナウイルス感染症と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係
  - ア オリンピック開催による感染拡大で死者が増加する懸念への尾身参考人の見解
  - イ オリンピック開催による感染拡大で死者が増加した場合に開催が成功だったと言えるのかとの指 摘に対する尾身参考人の見解
  - ウ 尾身参考人等の専門家が検討中のオリンピックによる感染拡大リスクに関する提言は開催が決定 済みとの前提の下での提言となるのか否かの確認
  - エ 仮に緊急事態宣言下であってもオリンピックは開催すべきかとの指摘に対する尾身参考人の見解
  - オ 緊急事態宣言下で病床使用率がステージ4であってもオリンピックは開催するのかとの指摘に対する尾身参考人の見解
  - カ 開催直前にステージ4であってもオリンピックは開催すべきかとの指摘に対する尾身参考人の見解
  - キ 外国人選手が多数参加するオリンピックで新たな変異ウイルスが発生する可能性についての尾身 参考人の見解
  - ク オリンピック開催で感染拡大した場合の新型コロナウイルス感染症対策分科会の責任についての 尾身参考人の見解
  - ケ オリンピック開催が感染拡大を招くと積極的に発信していく必要性についての尾身参考人の見解
  - コ 新型コロナウイルス感染症対策分科会として正式に政府に対してオリンピックの中止を要請する 必要性についての尾身参考人の見解
- (2) 緑茶に含まれるカテキンによる新型コロナウイルス感染症の感染抑制効果関係
  - ア 緑茶のカテキンがウイルスを不活化させるとの京都府立医科大学教授の研究に対する厚生労働大 臣の見解
  - イ 多くの人が他人と接触する前に緑茶を飲用すれば公衆衛生的に感染拡大の減弱を期待できるとの 指摘に対する厚生労働大臣の見解
  - ウ 今後の臨床試験で良い結果が得られた場合に厚生労働省ホームページなどで紹介する必要性

### 山川百合子君 (立民)

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種関係
  - ア 職域接種に係る会場の借上げ費や追加の人件費等を全額国庫負担とするかの確認
  - イ 大学、企業、商工会議所等が共同で接種を行うことができるのかの確認及びその接種対象範囲の 決定方法
- (2) 不妊治療に対する保険適用等関係
  - ア 政府が不妊治療は疾病の治療ではないとしていた基本的な考え方を転換した根拠及び今後は疾病 とする立場であるかの確認
  - イ 保険適用の対象年齢を43歳未満とする理由
  - ウ 保険適用に年齢制限を設けている事例の有無及びその具体例並びに安全性や有効性が判断の根拠 であるかの確認
  - エ 事実婚の証明のために国が提出を求めている書類及び事実婚の場合に養育義務を課す必要性
  - オ 男性不妊を取り扱うことのできる医師が少ないことに対する厚生労働省の取組状況及び医療機関 側で男性不妊を発見できない可能性の有無
  - カ カウンセリングの重要性に対する厚生労働省の認識及び保険適用の必要性

- キ 治療費の公費助成に係る医療機関の情報を開示している都道府県の数、都道府県が当該情報を公 表せず把握しているかの確認及び当該情報の公表が遅れている理由
- ク 婦人科に係るかかりつけ医を導入する必要性に対する厚生労働大臣の見解

# 尾辻かな子君(立民)

- (1) 新型コロナウイルスの変異株の呼称変更関係
  - ア WHOが変異株の呼称を発見した国からギリシャ語のアルファベットに変更したことを受けた厚生労働省の対応
  - イ 国会の質疑に対する答弁においても今後はアルファベットの呼称を用いることの確認
  - ウ アルファベットの呼称を用いることを報道機関に要請することの可否
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの注射針関係
  - ア 使いづらいという声が上がっている2ミリの注射針の調達数
  - イ 2ミリの注射針の単価及びメーカー
  - ウ 2ミリの注射針によりワクチンを正確に量ることができないことの問題性
- (3) 介護システム関係
  - ア 科学的介護情報システム (LIFE) の導入及び運営の費用
  - イ LIFEで不具合が発生した理由及び今後の対応
  - ウ LIFEの導入が遅れた理由の詳細
  - エ 厚生労働省老健局発注のシステム開発における過労自死事案関係
    - a 老健局が発注したCHASEの開発において過労自死があったことの確認
    - b 死亡者の遺族代理人弁護士からの厚生労働省に対する協議申入れに対する対応状況
    - c 協議申入れに対する厚生労働省からの返答時期の目途
    - d システム発注に際しての発注先の現場の労働時間、労働環境等の把握状況
    - e 過労死等防止対策大綱の改定案に官公需契約の適切発注が盛り込まれた理由
    - f 厚生労働省はシステム発注に際して発注先の労働環境を把握する必要性
    - g 労災認定事案が発生した企業に引き続きシステム開発を委託することの妥当性
    - h gに対する答弁における「細心の注意」の具体的内容
    - i 過労自死事案が発生したことを踏まえて発注先の適性を確認する必要性
    - j 今後厚生労働省のシステム開発において過労死を起こさない決意を示す必要性
    - k システム発注の責任者として厚生労働大臣がお詫びの言葉を述べる必要性
    - 1 従前の入札審査を見直す必要性
    - m 厚生労働省において類似事案が発生していないことの確認

# 宮本徹君(共産)

- (1) 起草予定の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案関係
  - ア 法案成立によりこれまで看護師常駐でなくても保育園や学校に通えていた軽度の医療的ケア児が 看護師不在を理由に通園できなくなる等の不利益を被らないことの確認
  - イ 医療的ケア児支援センター設立により継続的な保育の利用が可能となり保護者が働き続けられるようになることの確認及び送迎の負担等の子育てと仕事の両立に関する課題の解決策
- (2) 年金の所得代替率と給付水準調整期間の見通し関係
  - ア 昨年 12 月 25 日の社会保障審議会年金数理部会で明らかとなった基礎年金部分及び報酬比例部分のマクロ経済スライド調整期間を一致させた場合の試算である「追加試算①」の解説
  - イ 「追加試算①」により年金額が減少する者の割合
  - ウ 厚生労働省はマクロ経済スライド調整期間の一致を目指していることの確認

- エ 調整期間一致に加えて基礎年金加入期間を 45 年、国庫負担ありとした場合の試算である「追加試算②」と国庫負担なしとした場合の試算である「追加試算③」の違い
- オ 「追加試算③」で加入期間が 40 年の場合に「追加試算①」よりも所得代替率が低くなることの確認
- カ 国庫負担なしとした「追加試算③」を行うことを提案した者
- キ 現行法に定められた保険料に基づいて保険料拠出期間の延長分をすべて保険料財源で賄うことと した場合の国民年金の財政状況
- ク 5月21日の財政制度等審議会建議(以下「建議」という。)のいう「延長分をすべて保険料財源で賄うことを含め、財源の確保の在り方とあわせて検討する必要がある」についての厚生労働大臣の見解
- (3) 介護保険の利用者負担関係
  - ア 建議において介護保険部分でありながら「後期高齢者医療における患者負担割合の見直しを踏ま え」とされている理由
  - イ 建議が令和6年度開始の第9期介護保険事業計画期間からサービス利用者負担を原則2割とする ことや2割負担の対象範囲拡大に言及していることに対する厚生労働大臣の見解
- (4) 生活困窮者に対するセーフティネット関係
  - ア 建議が「平時における切れ目のないセーフティネットを整備していくことは不可欠」等と指摘していることに対する厚生労働大臣の見解
  - イ 住居確保給付金の支給期間の延長の特例を更に延長し恒久的な措置として発展させる必要性
  - ウ コロナ禍において見直された住居確保給付金の支給要件を平時にも継続すべきとの意見に対する 厚生労働大臣の見解
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等により物品販売等の機会を失った就労継続支援事業所に 対して昨年度行われた「生産活動活性化支援事業」を再度行う必要性
- (6) 大阪大学において請負契約等を締結して授業を行っている講師の労働問題関係
  - ア 請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点をまとめた4月8日の文部科学 省事務連絡を徹底し香川大学の例のように準委任契約を直接雇用に切り替えるよう指導する必要性
  - イ 実態として労働者性が認められるのであれば契約名称にかかわらず労働契約法第 18 条に基づく 無期転換ルールが適用されることの確認

# 青山雅幸君 (維新)

- (1) 起草予定の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案関係
  - ア 法案に基づく施策を行う際にサービスを提供する事業者等の意見を取り入れる配慮をする必要性
  - イ 法案に規定される都道府県や保育所等の役割を適切に周知広報する必要性
  - ウ 呼吸管理の重要さを踏まえた保育士等に対する十分な研修や定期的な注意喚起の必要性
  - エ 法案において賠償や刑事責任に関する手当が不十分であることを踏まえ施行後3年を目途とする 見直しの際には十分な検討を行う必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症関係
  - ア 出産時に妊婦にマスクをつけさせることの是非
  - イ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の是非を判断することは新型コロナウイルス 感染症対策分科会の役割ではないとの意見に対する尾身参考人の見解
  - ウ 社会的距離政策の効果に対する尾身参考人の見解
  - エ 国民へ制限を課さない政策への転換が必要との意見に対する尾身参考人の見解
  - オ 国民へ負担をかけない政策に対する厚生労働大臣の所見

### 高井崇志君 (国民)

- (1) 公共の場におけるマスク着用の義務化や海外帰国者の強制隔離といった私権を制限する措置は憲法 上可能かについての内閣法制局長官の見解
- (2) 新型コロナウイルス感染症を災害対策基本法で定める「災害」に位置付けることができないと内閣 法制局が判断した理由
- (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(仮称)の支給額の増額及び支給要件の緩和を実施する必要性
- (4) 総合支援資金の特例貸付の償還期間の延長の必要性についての厚生労働大臣及び伊藤財務副大臣の 見解
- 2 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案起草の件
  - ・橋本岳君外4名(自民、立民、公明、共産、維新)から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者橋本岳君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・提出者橋本岳君(自民)に対し発言がありました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民)

(発言者) 高井崇志君(国民)

(発言者及び主な発言内容)

# 高井崇志君 (国民)

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済制度の確立関係

- ア 同共済制度に類似した既存の制度があるにもかかわらず新たな制度を創設する理由
- イ 起草予定の法律案第2条第1項第4号の「厚生労働省令で定めるもの」の想定内容
- ウ 起草予定の法律案による共済制度と労災保険及び民間の傷害保険との相違点
- エ 起草予定の法律案による共済制度では人的損害は補償対象だが物的損害は補償対象ではないこと の確認
- オ 起草予定の法律案による共済制度の所管が金融庁でなく厚生労働省である理由
- 3 中小事業主等の労働災害等に関する共済制度の確立等に関する件
  - ・大岡敏孝君外5名(自民、立民、公明、共産、維新、国民)から提出された中小事業主等の労働災害等に関する共済制度の確立等に関する件の決議案について、提出者山井和則君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。 (賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民)
  - ・田村厚生労働大臣から発言がありました。
- 4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案起草の件
  - ・野田聖子君外4名(自民、立民、公明、共産、維新)から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者荒井聰君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・政府参考人に対し発言がありました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民)

# (発言者) 高井崇志君 (国民)

(発言者及び主な発言内容)

### 高井崇志君(国民)

医療的ケア児及びその家族に対する支援関係

- ア 入院生活で外に出られない医療的ケア児や家族からの支援が期待できない医療的ケア児に対する 支援策
- イ 医療的ケア児から医療的ケア者へのスムーズな移行に向けた今後の取組
- ウ 学校等の現場での受入れ体制の整備のための学校看護師の確保策
- エ 救急や災害時における医療的ケア児の安全確保策
- 5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する件
  - ・大岡敏孝君外5名(自民、立民、公明、共産、維新、国民)から提出された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する件の決議案について、提出者高木美智代君(公明)から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。 (賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民)
  - ・田村厚生労働大臣から発言がありました。